

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 27 日

鹿児島地方裁判所民事第 3 部

裁判所書記官 橋 口 昌 明

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 11 日から 令和 7 年 6 月 18 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 25 日 午前 9 時 00 分 場 所 鹿児島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 9 日 午前 10 時 00 分 場 所 鹿児島地方裁判所民事第 3 部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 27 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～5	4,080,000 3,264,000	一括	816,000	3,853	0
1	1,760,000				
2	340,000				
3	130,000				
4	1,750,000				
5	100,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 熊毛郡屋久島町麦生字小牧
地 番 9 1 8 番
地 目 原野
地 積 8 4 9 0 平方メートル
- 2 所 在 熊毛郡屋久島町麦生字小牧
地 番 9 2 2 番 1 7
地 目 原野
地 積 1 4 8 5 平方メートル
- 3 所 在 熊毛郡屋久島町麦生字小牧
地 番 9 2 2 番 1 9
地 目 原野
地 積 6 5 2 平方メートル
- 4 所 在 熊毛郡屋久島町麦生字小牧
地 番 9 2 2 番 2 0
地 目 宅地
地 積 8 4 4 3. 3 9 平方メートル
(現況)
地 目 原野
- 5 所 在 熊毛郡屋久島町麦生字小牧
地 番 9 2 2 番 2 4



物 件 目 録

地 目 山林

地 積 506平方メートル

(現況)

地 目 原野



物 件 明 細 書

令和 7年 4月 9日

鹿児島地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 橋 口 昌 明

1 不動産の表示

【物件番号1～5】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～5】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～5】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1～5】

周辺隣地との境界が不明確である。

【物件番号1, 4】

売却対象外の土地(地番922番16)を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調



査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)



物 件 目 録

- 1 所 在 熊毛郡屋久島町麦生字小牧
地 番 918 番
地 目 原野
地 積 8490 平方メートル
- 2 所 在 熊毛郡屋久島町麦生字小牧
地 番 922 番 17
地 目 原野
地 積 1485 平方メートル
- 3 所 在 熊毛郡屋久島町麦生字小牧
地 番 922 番 19
地 目 原野
地 積 652 平方メートル
- 4 所 在 熊毛郡屋久島町麦生字小牧
地 番 922 番 20
地 目 宅地
地 積 8443.39 平方メートル
(現況)
地 目 原野
- 5 所 在 熊毛郡屋久島町麦生字小牧
地 番 922 番 24



物 件 目 録

地 目 山林

地 積 506 平方メートル

(現況)

地 目 原野



令和6年(ケ)第97号
令和7年2月4日受理
令和7年3月13日提出

現況調査報告書

鹿児島地方裁判所

執行官 大江 宏 明 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|---------------|
| 1 | 所 | 在 | 熊毛郡屋久島町麦生字小牧 |
| | 地 | 番 | 918番 |
| | 地 | 目 | 原野 |
| | 地 | 積 | 8490平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 熊毛郡屋久島町麦生字小牧 |
| | 地 | 番 | 922番17 |
| | 地 | 目 | 原野 |
| | 地 | 積 | 1485平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 熊毛郡屋久島町麦生字小牧 |
| | 地 | 番 | 922番19 |
| | 地 | 目 | 原野 |
| | 地 | 積 | 652平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 熊毛郡屋久島町麦生字小牧 |
| | 地 | 番 | 922番20 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 8443.39平方メートル |
| 5 | 所 | 在 | 熊毛郡屋久島町麦生字小牧 |
| | 地 | 番 | 922番24 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 506平方メートル |



(土地用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり			
住 居 表 示	付 近			
土 地	物件 1 ～ 5			
現 況 地 目	☐ 宅地（物件 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☒ 原野（物件 1 ～ 5） ☐			
形 状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 見取図のとおり			
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☒ 上記の者が更地の状態で占有している ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐			
そ の 他 の 事 項				
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある 〔 地方裁判所 令和 年 月 日 〕 保管開始日 支部 令和 年()第 号			
建 物 (目 的 外 建 物)	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
債権者	1 対象物件のことは詳しくは分かりません。 2 自己競落を検討しているので、本物件が売りに出されるときには通知をください。
債務者代表者	対象物件は所有者が管理しているので、詳しくは土地所有者に聞いてください。
土地所有者	1 本件対象物件はすべて私が更地の状態で占有しています。 2 物件1及び物件4の土地一帯は以前は農協の養豚場でした。 3 物件1及び物件4の土地一帯に散在する岩は、近くの山にタングステンの鉱区があり、タングステンを取り出そうとした跡だと思います。タングステンは大して採れなかったと聞いています。 4 物件4土地南側のフェンスは屋久島町が立てました。雑草や土が道路に侵入してくるのを防ぐためだと思います。 5 物件4土地に電柱の支柱が数本立っていますが、土地の使用料はありません。 6 対象土地一帯にはこれまでいろいろな開発の話が立っては消え、立っては消えました。 7 土壌汚染はないと思います。 8 本物件が売りに出されるときには、通知をください。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件対象物件の状況は、公図、見取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件対象物件の形状等は、次のとおりである。
 - ① 本件対象物件にはいずれも雑草、木が繁茂し、いずれも隣接地との境界が判然としない。物件4土地の南側境界付近に町が立てたフェンスがあるものの、境界を画するものとは認められない。
 - ② 物件1及び物件4の土地は、私道(922番16)を通らなければ町道に至れない。両土地は起伏が大きく、多数の岩が露出し、散在する。
 - ③ 物件2、3、5土地はいずれも町道に接する。
 - ④ 物件2土地は東側が低い傾斜地となっている。
 - ⑤ 物件4土地上に件外物件として電柱の支柱が3本存する。
 - ⑥ 物件5土地は町道より3メートル程度低い。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年2月5日	当庁（郵送）	税務資料交付申請（屋久島町役場）
令和7年2月6日 10:10-10:20	鹿児島地方法務局	全部事項証明書交付申請（件外土地918番1外6筆）
令和7年2月7日 12:15-12:25	当庁（電話）	所有者から事情聴取
令和7年2月7日 13:20-13:30	当庁（電話）	債務者代表者から事情聴取
令和7年2月25日 11:00-12:40	物件所在地	物件調査、占有確認、立入調査、写真撮影、評価人同行、所有者から事情聴取
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

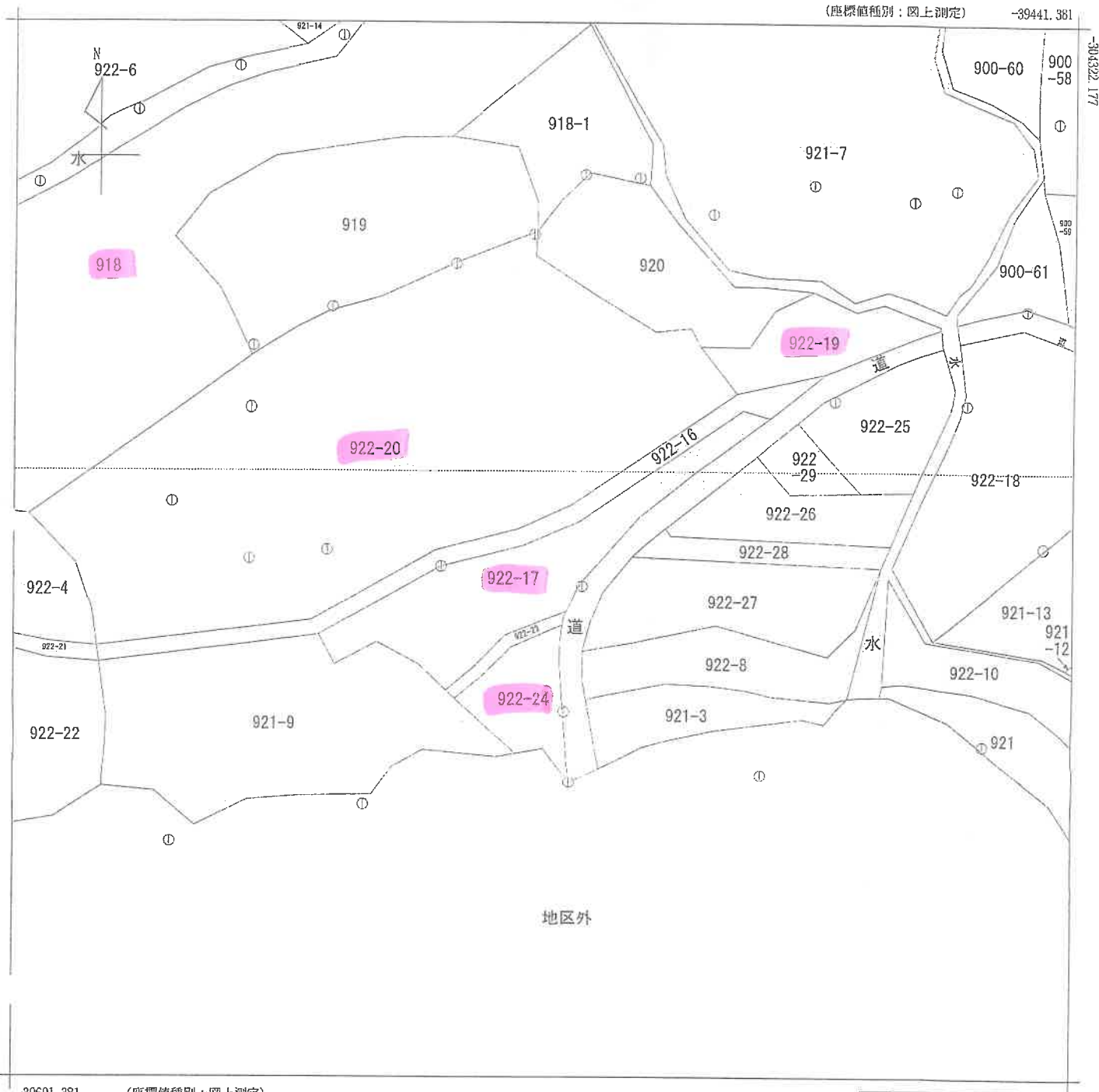
☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3判をA4判に縮小した

(座標値種別：図上測定)

-39441.381



-39691.381 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出

表生

請求部	所在	熊毛郡屋久島町麦生字小牧				地番	922番17			
出力尺	1/1000	精度区分	乙二	座標系番号又は記号	II	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和49年3月				備付年月日(原図)			補事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(鹿兒島地方務局屋久島出張所管轄)

令和6年12月10日

東京法務局品川出張所

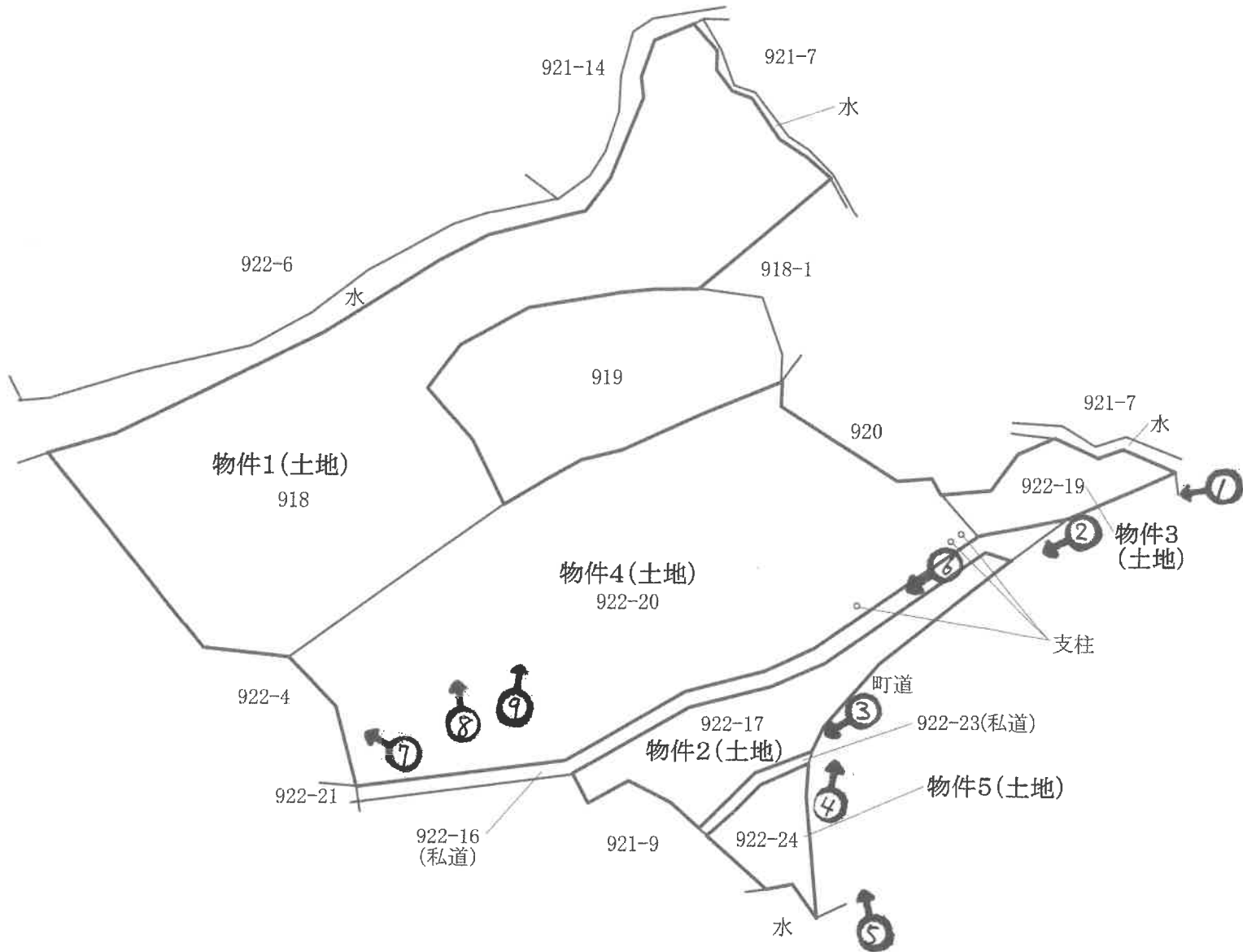
登記官

整理番号：H22254-3

(1/1)

(7 枚目)

見取図



←○写真撮影位置方向

※この図面は概略図であり、正確なものではありません。



①物件3（東）

フェンス

物件3

町道



②物件2・3（東）

物件4

フェンス

私道

物件2



③物件2・5（東）

物件2

物件5



④物件 2 ・ 5 （南）

物件 2

物件 5



⑤物件 5 （南）



⑥物件 4 （南東）

物件 4

物件 2

私道



⑦物件 1 ・ 4 （北西方）

物件 1

物件 4



⑧物件 1 ・ 4 （北方）

物件 1

件外土地（9 1 9 番地）

物件 4



⑨物件 1 ・ 4 （北東方）

物件 1

件外土地（9 1 9 番）

物件 4

令和6年(ケ) 第 97号
令和7年 2月25日 現地調査
令和7年 3月14日 評 価

鹿児島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
木 下 登

第1 評価額

一 括 価 格	
金 4,080,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 1,760,000円
物件2 (土地)	金 340,000円
物件3 (土地)	金 130,000円
物件4 (土地)	金 1,750,000円
物件5 (土地)	金 100,000円

- 1 一括価格は、物件1～5の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地積	在番 目積 熊毛郡屋久島町麦生字小牧 9 1 8 番 原野 8, 4 9 0 m ²	
2	所在地 地積	在番 目積 熊毛郡屋久島町麦生字小牧 9 2 2 番 1 7 原野 1, 4 8 5 m ²	
3	所在地 地積	在番 目積 熊毛郡屋久島町麦生字小牧 9 2 2 番 1 9 原野 6 5 2 m ²	
4	所在地 地積	在番 目積 熊毛郡屋久島町麦生字小牧 9 2 2 番 2 0 宅地 8, 4 4 3. 3 9 m ²	原野
5	所在地 地積	在番 目積 熊毛郡屋久島町麦生字小牧 9 2 2 番 2 4 山林 5 0 6 m ²	原野
番号	特記事項		
1～5	数量については、境界線が不明確により正確に確認することができないが、法務局備付け図面（公図等）と現地の状況が概ね符合するので、登記上の数量を採用して評価した。		
1	物件4内の起伏が大きく、多数の岩石等から物件1には近づけず、立入確認ができなかった。		
4	上記により物件4の中心部から西部にかけては立入確認ができなかった。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・3・4）

位 置 ・ 交 通	「鯛ノ川」バス停の北西方約0.3km 屋久島町役場尾之間出張所の北東方約3.7km (いずれも直線距離 別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	受命物件の存する地域は、安房港の南西に位置する山林、原野等が広がる地域である。地域内は原野、原野化した山林、未利用雑種地等が混在するが、周辺には小規模な宿泊施設や作業場等が散見される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般 的 な 規 制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 無指定 — — 無 土砂災害警戒区域(土石流) 一部、地域森林計画対象民有林
画 地 条 件	地積 : 17,585.39㎡ 規模 : 大きい 間口 : 約215m 奥行 : 約150m 形状 : 不整形 地勢 : 劣る 高低差 : 南東側町道とほぼ等高 接面道路との関係 : 中間画地	
接面道路の状況	南東約4m舗装町道、約4m未舗装私道 系統及び連続性は劣る。	
土地の利用状況等	土地の利用状況や境界等は執行官の「現況調査報告書」記載のとおりである。隣接地は山林。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : 無 ガス配管 : 無 下 水 道 : 無	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	現地調査、過去地図等を調査した範囲では土壌汚染をうかがわせる事実 は認められなかった。ただし、評価人としての調査には限界があり、詳細に ついては専門家による調査を要する。	
特 記 事 項	・物件1、3、4土地は、一体となっており相互の境界は明確でない。また、道路境界・隣地境界も外観上判然としない。 ・物件4の土地上に電柱の支柱が3本存するが、位置等から価格形成上の影響はないものと判断した。 ・物件3土地は町道に約30m接面している。物件4は私道(922番16)に接面し、現在当該私道を通じて、出入りがされている(使用許可等不明)。 ・物件1、3、4土地は特に起伏が大きく、大小多数の岩が露出している。 ・物件1～5土地の北西方向に、屋久島国立公園「第2種特別地域」の指定区域がある。	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件2）

位 置 ・ 交 通	「鯛ノ川」バス停の北西方約0.3km 屋久島町役場尾之間出張所の北東方約3.7km （いずれも直線距離 別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	受命物件の存する地域は、安房港の南西に位置する山林、原野等が広がる地域である。地域内は原野、原野化した山林、未利用雑種地等が混在するが、周辺には小規模な宿泊施設や作業場等が散見される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般 的 な 規 制 ）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 無指定 － － 無 土砂災害警戒区域（土石流）
画 地 条 件	地積 ： 1,485㎡ 規模 ： ほぼ標準的 間口 ： 約70m 奥行 ： 約20m 形状 ： 不整形 地勢 ： 劣る 高低差： 南東側町道から0～2m程度高い。 接面道路との関係 ： 角地	
接面道路の状況	南東約4m舗装町道、北西約4m未舗装私道 系統及び連続性は劣る。	
土地の利用状況等	土地の利用状況や境界等は執行官の「現況調査報告書」記載のとおりである。隣接地は山林。	
供給処理施設	上 水 道 ： 無 ガス配管 ： 無 下 水 道 ： 無	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	現地調査、過去地図等を調査した範囲では土壌汚染をうかがわせる事実 は認められなかった。ただし、評価人としての調査には限界があり、詳細に については専門家による調査を要する。	
特 記 事 項	・物件2土地は、道路境界・隣地境界いずれも外観上判然としない。 ・物件2土地と物件5土地の間の私道（922番23）は、当該物件と一体となっ て原野化しており外観上判然としない。 ・物件2土地は、全体的に南東方へ下り傾斜となっている。 ・物件1～5土地の北西方向に、屋久島国立公園「第2種特別地域」の指 定区域がある。	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件5）

位 置 ・ 交 通	「鯛ノ川」バス停の北西方約0.3km 屋久島町役場尾之間出張所の北東方約3.7km (いずれも直線距離 別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	受命物件の存する地域は、安房港の南西に位置する山林、原野等が広がる地域である。地域内は原野、原野化した山林、未利用雑種地等が混在するが、周辺には小規模な宿泊施設や作業場等が散見される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般 的 な 規 制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 無指定 － － 無 土砂災害警戒区域(土石流)
画 地 条 件	地積 : 506㎡ 規模 : ほぼ標準的 間口 : 約40m 奥行 : 約25m 形状 : やや不整形 地勢 : 劣る 高低差 : 東側町道から3m程度低い。 接面道路との関係 : 中間画地	
接面道路の状況	東約4m舗装町道 系統及び連続性は劣る。	
土地の利用状況等	土地の利用状況や境界等は執行官の「現況調査報告書」記載のとおりである。隣接地は山林。	
供給処理施設	上 水 道 : 無 ガス配管 : 無 下 水 道 : 無	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	現地調査、過去地図等を調査した範囲では土壌汚染をうかがわせる事実 は認められなかった。ただし、評価人としての調査には限界があり、詳細に については専門家による調査を要する。	
特 記 事 項	・物件5土地は、道路境界・隣地境界いずれも外観上判然としない。 ・物件5土地と物件2土地の間の私道(922番23)は、当該物件と一体となっ て原野化しており外観上判然としない。 ・物件5土地は、「鯛ノ川」に向け全体的に南方へ下り傾斜となっている。 ・物件1～5土地の北西方向に、屋久島国立公園「第2種特別地域」の指 定区域がある。	

第5 評価額算出の過程

土地価格を算出し、これに競売市場修正等施して、評価額を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地積 (㎡)	占有 減価 修正 エ	市場性 修正 オ	競売 市場 修正 カ	評価額 (円) ア×イ×ウ×エ×オ×カ
1	500	0.77	8,490	1.00	0.90	0.60	1,760,000
2	500	0.86	1,485	1.00	0.90	0.60	340,000
3	500	0.77	652	1.00	0.90	0.60	130,000
4	500	0.77	8,443.39	1.00	0.90	0.60	1,750,000
5	500	0.80	506	1.00	0.90	0.60	100,000
合計							4,080,000

但し、評価額は万円未満切捨てとする。

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

本物件は直接、規準とすべき地価公示価格等が無かったため、近隣地域及び類似地域内の林地、原野等の取引事例等を参考に標準画地価格を1㎡当たり、500円/㎡と査定した。

イ 個別格差： 形状 規模 地勢の状態 個別格差

物件1・3・4 0.95 × 0.90 × 0.90 = 0.77

形状 地勢の状態 個別格差

物件2 0.95 × 0.90 = 0.86

物件5 0.80(地勢の状態)

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 占有減価修正：特に無し。

オ 市場性修正：物件1～5

境界が判然としない土地 -10%と査定。

カ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の競売市場の特殊性による修正率。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格 本物件に規準すべき地価公示価格等はない。

所 在 :

地 目 :

価 格 :

位 置 :

価 格 時 点 :

地 積 :

供給処理施設 :

接 面 街 路 :

用 途 指 定 等 :

地 域 の 概 要 :

- 2 固定資産税評価額(令和6年1月1日)

物件1 118,919円

物件2 20,800円

物件3 9,132円

物件4 118,266円

物件5 8,316円

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 住宅地図写し(ゼンリン)
- 3 公図写し
- 4 見取図
- 5 現況写真

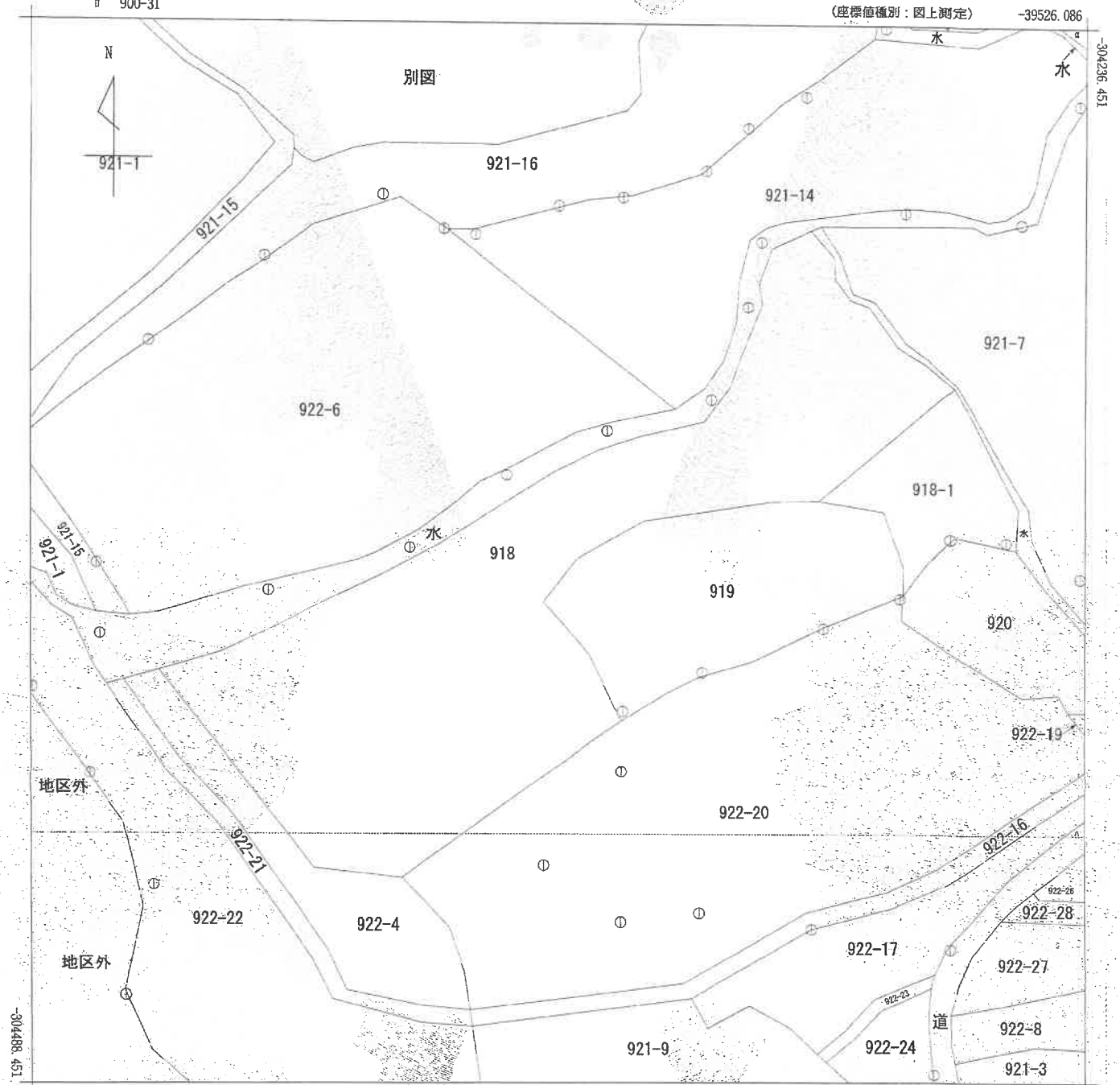
位置図



公図写し

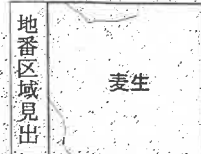
900-31
900-31 道

(座標値種別：図上測定) -39526.086



-39776.086 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	熊毛郡屋久島町麦生字小牧				地 番	918番			
出 力 縮 尺	1/1000	精 度 区 分	乙二	座 標 番 号 又 は 記 号	II	分 類	地図に準ずる図面		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和49年3月				備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

※この図面は、縮小(A3→A4)してあります。

(鹿児島地方税务局屋久島出張所管轄)

令和6年12月10日

東京法務局品川出張所

整理番号：H2254-1

登記官

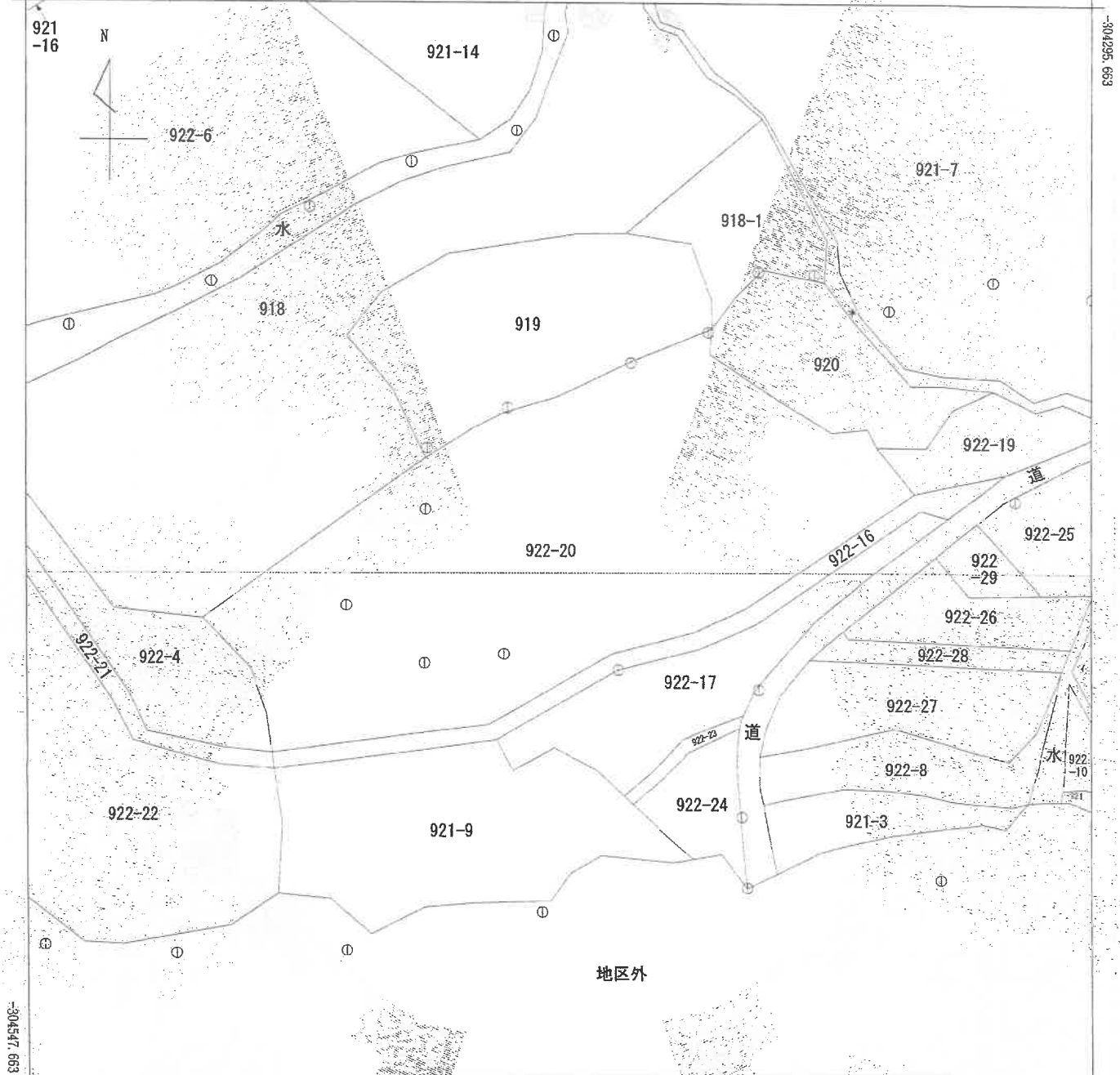
(1/1)

公図写し

922-18

(座標値種別：図上測定)

-39479.627



-39729.627

(座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	熊毛郡屋久島町麦生字小牧				地番	922番20			
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙二	座標系番号又は記号	II	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和49年3月				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

※この図面は、縮小(A3→A4)してあります。

(鹿児島地方法務局屋久島出張所管轄)

令和6年12月10日

東京法務局品川出張所

登記官

整理番号：H22254-2

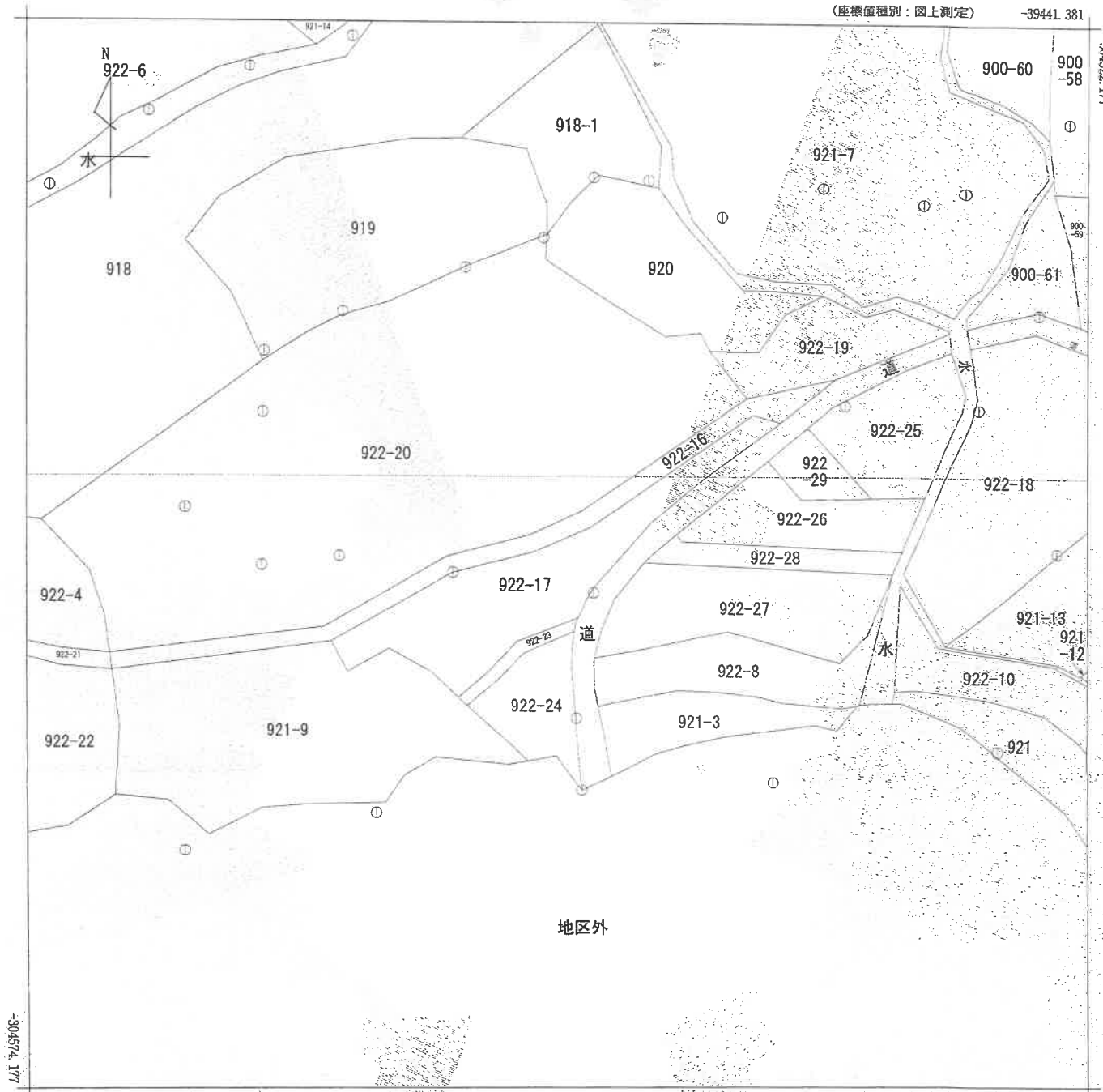
(1/1)

公図写し

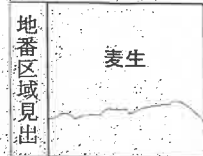
(座標値種別：図上測定)

-39441.381

-30432.177



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	熊本郡屋久島町麦生字小牧				地番	922番17			
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙二	座標系番号又は記号	II	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和49年3月				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

※この図面は、縮小(A3→A4)してあります。

(鹿児島地方法務局屋久島出張所管轄)

令和6年12月10日

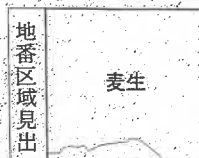
東京法務局品川出張所

整理番号：H22254-3

登記官

(1/1)

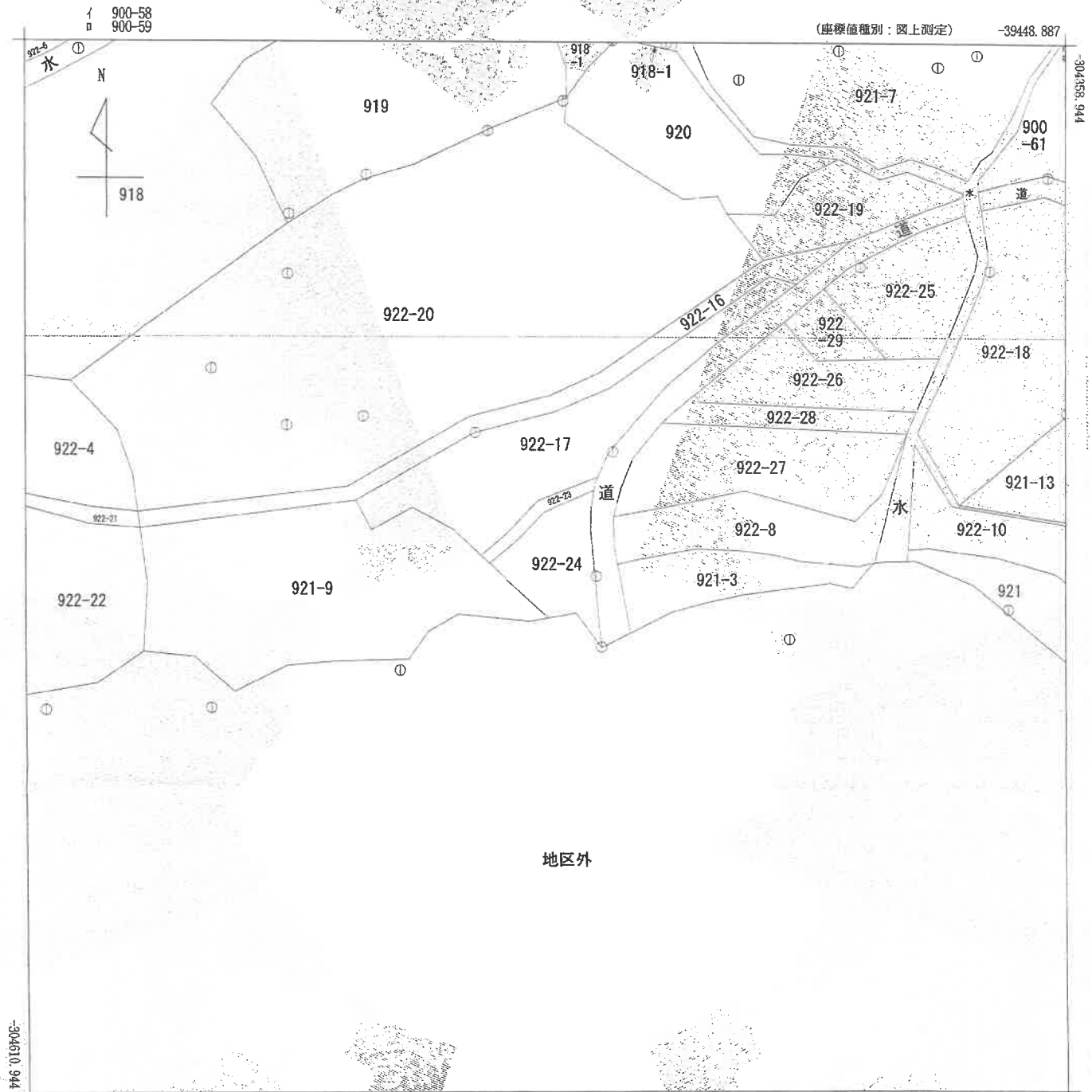
-39376.739



(1/1)

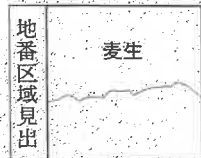


公図写し



-39698.887 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	熊毛郡屋久島町麦生字小牧				地番	922番24			
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙二	座標系番号又は記号	II	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和49年3月				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

※この図面は、縮小(A3→A4)してあります。

(鹿児島地方法務局屋久島出張所管轄)

令和6年12月10日

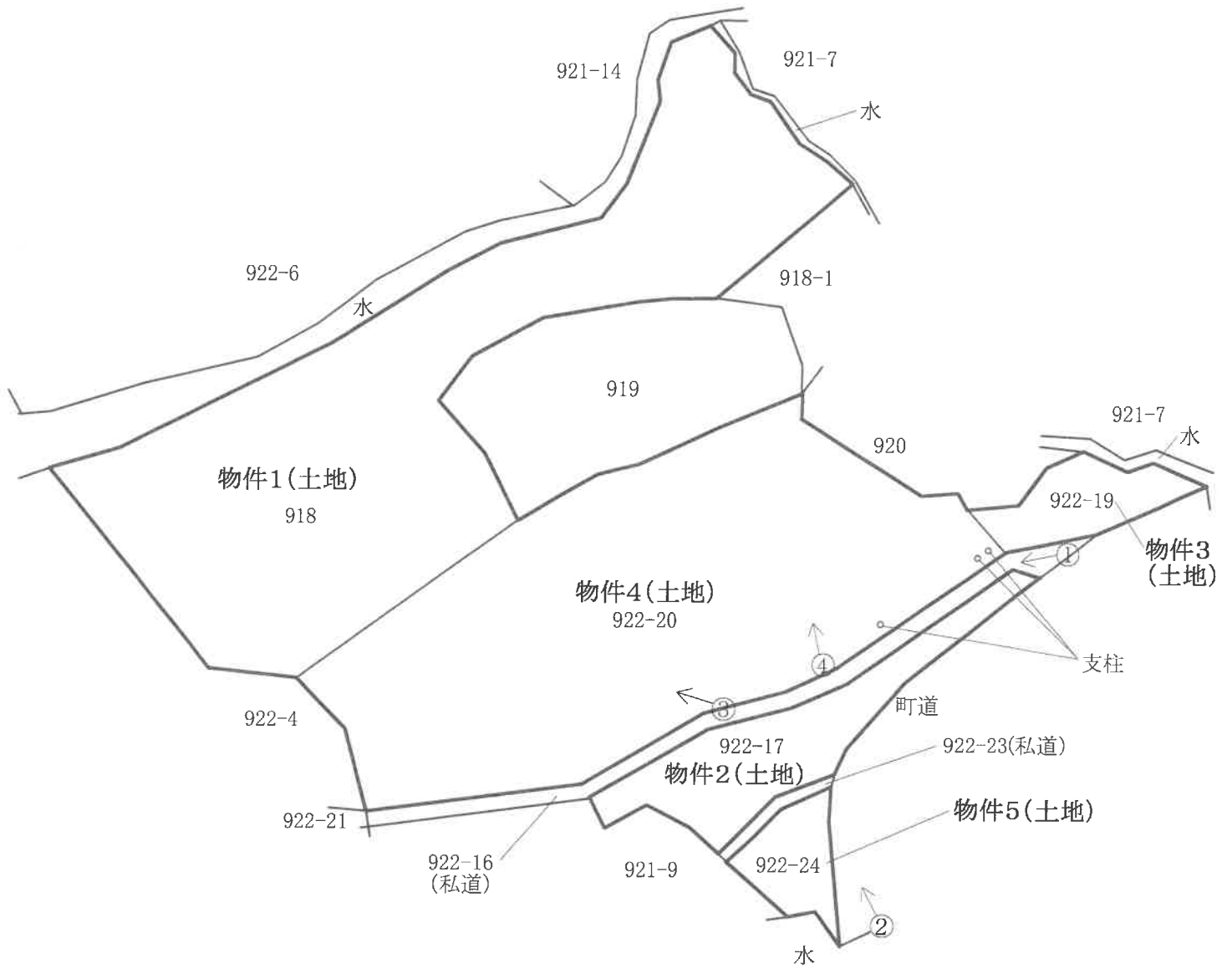
東京法務局品川出張所

登記官

整理番号：H22254-5

(1/1)

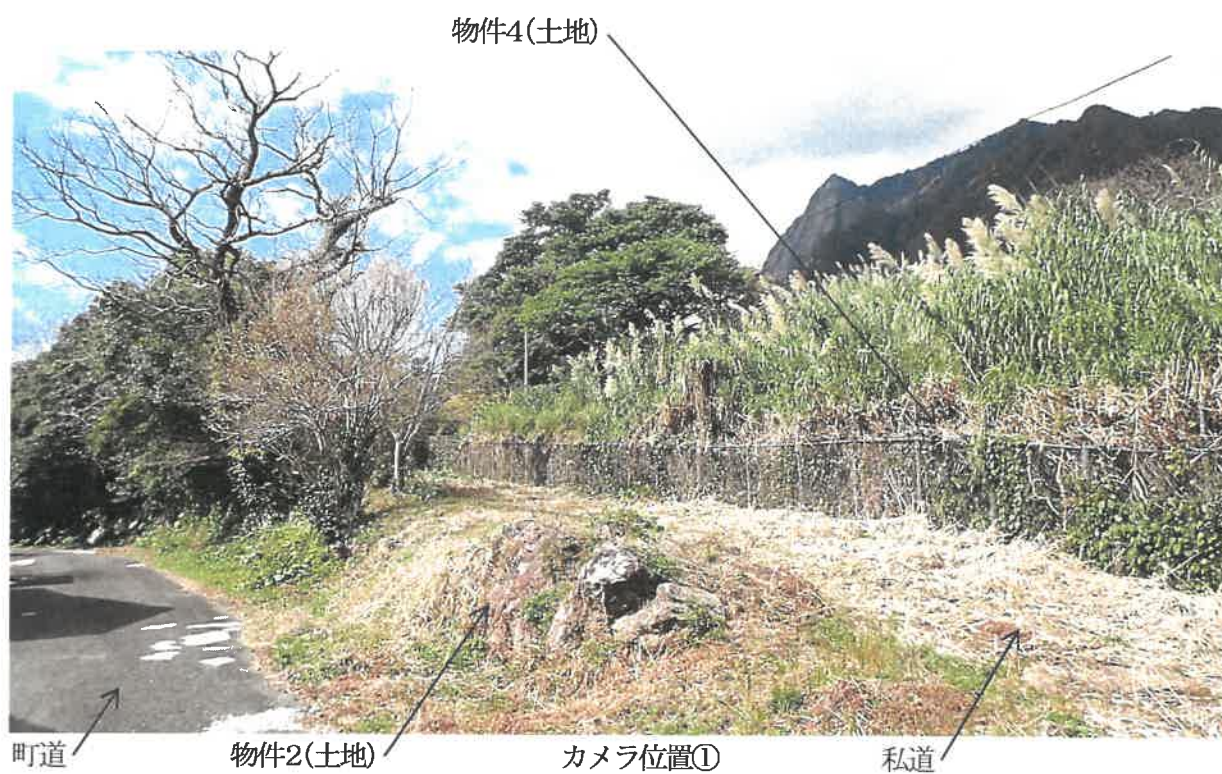
見取図



※この図面は概略図であり、正確なものではありません。

現況写真

[見取図参照]



現況写真

[見取図参照]



物件4(土地)

カメラ位置③



物件4(土地)

カメラ位置④